

郵便はがき

障害者総合支援法に基づく認定結果のお知らせの送付について

貴院・貴薬局における自立支援医療（精神通院）について、表のとおり認定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

<注意点>

1. この「認定結果のお知らせ」は当センターより直接、貴院・貴薬局に郵送しております。受給者証は、区市町村を経由して受診者にお届けするため、受診者が受給者証を受け取るまでに、少し時間がかかりますことをご了承ください。
2. 受診者が「更新」と「変更」の両方の申請を同時期にされている場合には、それぞれの申請に基づく「認定結果のお知らせ」の送付が前後する場合があります。

<認定結果のお知らせの内容説明>

- * 所得区分については、A：生活保護世帯、B：低所得1、C：低所得2、D：中間所得層1、E：中間所得層2、F：一定所得以上と記載しています。
 - * 月額自己負担上限額欄に、月の患者自己負担額を記載しています。A：負担なし、B：2,500円、C：5,000円、D：5,000円、E：10,000円、F：20,000円(D、Eで、重度かつ継続に非該当の方は、上限額の設定はなく「医療費の1割」と記載しています。)
 - * 東京都医療費助成制度（負担者番号：93133007）の助成対象者については、月額自己負担上限額欄に「患者自己負担免除」と記載しています。
- 注 国保受給者証（国民健康保険加入者で医療費助成制度対象の方、負担者番号：93132009）に関する内容は、受診者がお住まいの区市町村にお問い合わせください。（このハガキには載っていません。）
- * 有効期間は2段書きで記載しています。上段が受給者証有効期間（21）、下段が東京都医療費助成制度（都93）の有効期間となります。
 - * 更新申請時における診断書の提出は2年に1度です。次回の更新申請時に診断書が必要かどうかについては、次回診断書欄に記載しています。
 - * 受診者の月額自己負担上限額が変更になる場合の変更適用日は、所得区分変更日欄に記載しています。
 - * 受給者証の有効期間は原則1年ですが、「他の道府県からの転入」「受診者の同意に基づく短縮申請」等の場合、1年未満の期間で認定することもあります。
 - * 所得区分「一定以上 F」の受診者は経過的特例にて「令和3年3月31日」までの制度適用となっているため、有効期間を「令和3年3月31日」までの1年未満で認定する場合があります。受診者の受給者証には、経過的特例が延長になった場合の有効期間を記載しています。

何かご不明な点等ございましたら、ご連絡ください。

<問い合わせ先> 東京都立中部総合精神保健福祉センター TEL：03-3302-7871